

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日  
が  
あ  
る  
日  
の  
翌  
日  
に  
お  
き  
ま  
す)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良法による換地計画の決定(二件)

土地改良事業の認可(六件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(六件)

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 公安告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

◇ 公 告

あん摩マッサージ指圧師試験等の実施

## 告 示

鳥取県告示第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区一―二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区五―二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規

定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び溝口町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）伏野地区区画整理）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）塩見地区農業用排水と暗きよ排水を一体）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業簡地地区農用地造成）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業簡地地区区画整理）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業明利地区農道整備）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）市場地区区画整理及び暗きよ

排水）を昭和六十一年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

鹿野町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業道祖神坂線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第三十四号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業保野（日南山水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第三十五号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業保野（塚原水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第三十六号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡（後ヶ谷農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業旭（船越砂子水路）

地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十八号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業旭（船越三反田水路）

地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井呑四八四の一（次の図に示す部分に限る。）

四八四の一三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

保安林整備計画による。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十一月五日 鳥取県指令受米土維第七百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五〇二―三

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

鳥取県告示第四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十月一日 鳥取県指令受都計第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字井ツナシ、字長代、字大シャウゴ及び字越ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年一月二十九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市皆生三五三番地の九

堀川亀久次

鳥取県公安委員会告示第六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年一月二十九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市皆生三五三番地の九

堀川亀久次

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和61年1月17日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和61年2月18日（火）午前9時から

実地試験 昭和61年2月19日（水）午前9時から

はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和61年2月18日（火）午前9時から

昭和61年2月19日（水）午前9時から

実地試験 昭和61年2月19日（水）学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂、第11会議室及び第12会議室

3 受験願書受付期間

昭和61年1月24日（金）から同月30日（木）まで（郵送の場合は、昭和61年1月30日（木）までの消印があるものは有効とする。）

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857—26—7190）へ問い合わせること。